

平成18年度第1回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

(大阪家庭裁判所事務局総務課)

平成18年5月17日(水)に開催された平成18年度第1回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成18年5月17日(水)午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

大阪家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)朝比奈光子,石浜紅子,泉耿子,加藤曜子,北澤和彦,久貴忠彦,

中田昭孝,永田祥子,永田広道,中本和洋,福田眞(敬称略。五十音順)

(事務担当者)大橋直孝,秦稔幸,長路基樹,寺田行廣

(庶務)藤井祥裕,木村貴志,大森和彦

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 委員交代紹介

退任は,伊藤智委員,大仲土和委員,武田雅俊委員,福島光行委員

新任は,加藤曜子委員,小島隆雄委員,齊藤雄彦委員,福田眞委員

以下,委員長は,委員は,事務担当者はで表示する。

(3) 前回の意見に対する取組状況の報告

前回の指摘で,家庭裁判所と同じような趣旨,あるいは同じ目的でワークショップなどを行っている民間団体があることを知り,こうした団体や地域の指導者との提携が,「家族の会」の今後の活性化につながるのではないかという視点を持つことになった。

前回の委員会の後に,家庭裁判所が非行の子供たちに対する保護的措置の1つとして行っている社会奉仕活動について,その対象少年の範囲を広げるために,

ボランティア情報センターのご協力などをいただきながら、ボランティア活動先の拡大あるいは開拓を行い、37か所の施設、団体が名乗り出てくれ、子供たちのボランティア活動に乗り出したところである。今後、さらに外部との交流を重ねていきたい。

(4) 大阪家庭裁判所における広報活動の取り組み状況の説明

ア 庁舎見学について

当庁の広報活動の大きな柱になっている。家庭裁判所ではほとんどが非公開の手續であるため、地方裁判所のように傍聴はしていないが、法廷、審判廷、面接室、科学調査室などを見学してもらっている。説明は、事務官のほか、家庭裁判所調査官も行っている。昨年の見学者は約200人で、中学生の見学が2件、大学生の見学が5件あった。

イ 家事・少年問題の無料相談について

春、秋の毎年2回、百貨店の催事場で、書記官及び家庭裁判所調査官が無料の手續相談を行っている。

ウ 最高裁判所広報テーマ及びリーフレットの配布について

最高裁判所では、裁判所に対する国民の理解を深めるために、毎月テーマを定めて、広報記事を発信している。また、家事事件関係の手續を紹介するリーフレットを関係機関に配布している。

エ 研修会等への講師派遣について

成年後見制度の普及など、家庭裁判所の制度や手續等の広報のために、各種研修会から要望があれば、講師を派遣するなど、専門的な広報活動にも力を入れている。

オ ホームページでの広報について

広報手段として、ホームページを活用しており、無料相談の開催のお知らせや家庭裁判所委員会の議事概要の公開などを行っている。

カ ビデオ上映（少年審判の模擬手続を描いた7分間のビデオ）

キ 庁舎見学（実際の審判廷や法廷を体験）

(5) 意見交換

中学生の庁舎見学は何件ぐらいあるか。それはどのような広報をきっかけにしたのか。

平成17年度の庁舎見学に中学生が占める割合は13%、16年度は15%、15年度は8%で、14年度は25%である。

現在のところ、積極的に中学校に広報活動は行っていない。例外的に当庁の隣にある東中学校には数年前に広報活動を行い、授業の一環で見学に来てもらった実績はある。今年も、東中学校には広報活動を行っているが、授業のカリキュラムの中に組み入れてもらうことが難しく、来てもらえていない。

積極的に、いろいろな中学校に来てもらいたい気持ちがあるのか。

できればもっと中学生、高校生、こういった若い世代の方に来ていただきたいと思っている。そのためにはどういう広報活動をすればいいのかという御意見をちょうだいしたい。

個々の中学校となるとものすごい数があるので、教育委員会や市とかに依頼するのが筋のような気がする。

今委員から御提案いただいたものも1つの方策ではあるが、若い世代に、裁判員制度を中心にPRする必要がある。家庭裁判所のPRも始めて間なしのところであり、どの程度PRができるのかは暗中模索のところもある。

見学のモチベーションを最初に考えるべきだと思う。何の啓発、何を伝えたいというものが先にあって、生徒達にこんな効果がある、だから裁判所に見学に行ってみようということになると思う。もしくは、中学生が自発的に家庭裁判所に見学に来るとしても、何を勉強しに行くんだろう、何を確かみに行くんだろうということがわからなければ、なかなか見学には来てもらえないだろう。

今日も、庁舎案内をしてもらったが、何を目的として案内をしているのかつか

めなかった。例えば最後の法廷で，大人であれば，公開ですかとか，傍聴人はというような質問ができるが，中学生だったら何を質問していいかわからない。交通事件の案内でも，どんな設備があります，照明が暗くできます，手元で調整できますというハード面を教えてもらっても，ああそうですかとしか言えない。今日案内してもらった見学ツアーを，このまま中学生にやっているとしたら，まるっきりわからないと思う。中学生や大学生が，どのようなモチベーションで見学を申込んでいるといったことがまずあって，それに沿ったガイドツアーやビデオの出し方があると思う。

最初に見せていただいたビデオも，もしそのまま中学生に使っているとしたら，だれの視点なのかわからない。手続の説明がわかりやすいよくできたビデオだが，きれいにでき過ぎていて頭に入らないで見えてしまう。だから，ただ単に言葉を簡単にするというだけじゃなく，1つ1つの案件に感情移入することができ，自分の周りでもあるな，自分だったらどうするんだろうという中学生の視点でつくらないと，真剣に考えてもらえない。庁内見学にしても，例えば「皆さんが交通事故を起こしたらどのような手続が待っているか。この部屋をこう使い，その次はこういく。」というようなことがあると，ものすごく自分のことになる。また，「裁判官の席です。」ではなくて，実際に見学者に対して模擬の質問をしてみて，こう聞かれたときには，自分ならばどう答えるんだろうというような構成にすると，見学者に考えてもらうことができると思う。これは大人でも一緒かもしれない。もう少し，現実に即したツアーの仕方を考えた方がいいかもしれない。

それと，中学生なり高校生，大学生がどのような目的でこの見学を申し込まれたかというアンケートと，その後その目的は達成されたかという問い返しがあってもいいかもしれない。それによって，案内の仕方もビデオの質も全然違ってくると思う。

中学生の見学に，高槻市が毎年入っているが，高槻市はたしか中学生会議という中学生の会議体があるので，そのようなことからかもしれない。

大学生の見学が多いが、この大学生がどういった立場の大学生なのかということも大切だと思う。多分、法曹関係や教育関係に進みたい方というのが中心だと思うが、例えば、大阪市や大阪府でも、大学生の青少年活動財団の青少年指導リーダーというのがいるが、そういったところの青少年育成リーダーたちがこういった手続や実態を知るということはとても大切なことだと思う。そのような人たちにも、見学してもらい、内容をよく知ってもらえばいいのではないか。多分青少年育成のほうでは、そちらまで目が向いていない状況だと思うので、アピールするのも1つだと思うし、そういった目的の学生ならば、それに即したガイドの仕方というのもあると思う。

それから、ホームページは、とても落ちついたいい画面で、わかりやすいと思う。特に、裁判所長のプロフィールの下に、信条、趣味などというのが載っているのなど、とても接しやすいし、親しみやすく思う。ただ、若い層に向けたということになると、興味を引くものなのか疑問に思う。例えば音楽著作権協会のホームページを見ると、音楽著作権法など若い層には関係ないように思えるが、実は学園祭での音楽の演奏や芝居などから入るので、中高生にもわかるような著作権法の解説、申請の仕方などが遊び感覚で見ることができるようになっている。裁判所のホームページの中に、すべての法律面のことを入れる必要はないが、例えばあなたの身の回りでこんな事件があったら、家庭裁判所のこういう機能を使えるし、こういう考え方をしていかないとだめだというような、若者たちの生活に即したガイドツアーのページのようなものがあれば、接しやすくなって、若者たちが興味でのぞいていけるものになっていくと思う。

例えば児童虐待防止などで、今の青少年たちへどのように広報するかということになると、インターネットも大きな手段となる。というのも、インターネットにアクセスしているのは若い人、若い親が多い。最近、東京の中高生から、インターネットを見て、一番自分たちにフィットしたホームページの作り方だったのでとても感銘したということで、私の関係している児童虐待防止のNPO法人

に寄附があった。裁判所のホームページへは、学校で調べなさいといわれたとか、自分で勉強するためとかでインターネットのホームページを見る若者も多いと思われるので、それに対応できるよう学生や若い人向けに漫画なども入れたものが必要なのではないかと思う。

ビデオについては、よく作られていると思う。家庭裁判所の見学を通してたくさん工夫がなされていると感じた。今後、家庭裁判所では子供の視点で見ればこういうことを配慮していますとか、若い親が来たときに、子供が不安にならないようにこういったおもちゃを置いたり、空間の工夫をしていますといったことも裁判所の広報の中にも入れてみたら、敷居が高なくて、行ってみても怖くないとか、見学してみようかなということになると思う。

なぜ中学生に来てほしいのか。先ほどのビデオなども、わりとハッピーエンドなものだが、現実の非行の子供たちはそうはいかない気がする。家庭裁判所のどんなところをPRしよう、なぜPRしようとしているのかが一番知りたい。中学生たちにとっては、逆に、家庭裁判所は、薬物とか非行とかで来たときに、ちょっと怖い場所であってもいいのではないかと思う。ただ、法律とか裁判員制度とかを知るという意味で、中高生が裁判所に行くことも考えてみることもできるのではないかと思う。

我々自身も家庭裁判所の広報のあり方というものを自問自答したが、国家機関の1つとして地方裁判所とは違う家庭裁判所というところもありますということからPRする必要があるのではないかと考えている。特に、平成16年4月からは人事訴訟を家庭裁判所で処理することになり、家庭裁判所でも公開法廷で行う事件があり、従来の家庭裁判所とは違う制度になったので、そのあたりからPRをしてもよいのではないかと考えている。

庁舎見学の申込みがあった際には、見学目的を尋ねていると思うので、それに合った形での案内の仕方というのがあるだろうと思う。それと、見学後にアンケートを実施すれば、意見が集約されて次に活かしていけると思う。

アンケートは、現在実施していない。見学申込みの際に、見学目的は聞いており、それに合わせた説明は考えている。中学生は、社会科の授業の一環として来ることが多いと思う。最近では、社会のいろいろなところに小グループで訪れるような見学があり、個別に少人数で中学生が見学に来ることもある。大学生はゼミの先生が引率する例が多い。

今回の司法改革は、司法の容量を増やすということと、司法というものが国民から縁遠いものであったことの反省から、国民に司法に参加してもらいたいということがある。そのあらわれが刑事裁判に国民の方が参加して、司法の一翼を担ってもらおうという裁判員制度である。ところが、残念ながら、裁判員制度のアンケートをとると、参加したくない人が7割以上いる。裁判所は今まで国民から縁遠いところ、悪いことをした人が行くところで、普通の人は行かない所という感覚を持っていた。これを改めてもらうためには、小さいときから法教育をしていかなければならない。だから、中学生や高校生の間から、裁判所というのはどういうところなのか、家庭裁判所はどういうところなのか、地方裁判所は何をやっているのか。そういうことを知ってもらおうという機運が高まっている。庁舎見学もその一環で、小さいときから裁判所を近いものにしていって、自分が成人になって裁判員に当たったときに積極的に参加する、そういう国民になってもらいたいというのが、裁判所も検察庁も弁護士会も一生懸命考えていることである。今日見たビデオは、そのような観点からすると、中学生、高校生には、家庭裁判所の中での少年事件の位置付けがわかった上で見た方がわかりやすくなると思う。家庭裁判所のパンフレットをよく読むと、家庭裁判所が何をやっているのかよくわかるが、来た人がすぐ読んで理解できない。だから、書いていることを、わかりやすいビデオにして簡単に説明してから見学をしてもらう方がいいのではないか。それから、年間200人では、とても若い人に裁判所を知ってもらおうということにはならない。やはり外に出ていく必要がある。特に、現職の裁判官が中学校や高校へ出ていって、素朴な中学生等の質問に答えると、1回裁判所へも

行ってみようかということになるのではないか。

庁舎見学については、家庭裁判所としてどの程度の受入れが可能なのかということと受入れ方を検討した上で実施した方がいいと思う。そして、例えば隣に大阪府警や大阪府庁もあり、少し離れているが大阪地方裁判所もある。各機関が相互に協力して司法教育をした方がいいのではないか。そして、我々自身のときには、小中学校での司法教育は全くなかったが、この司法改革の中、特に裁判員制度の導入に当たっては、司法教育が必要だと思うので、どんどん家庭裁判所を見せていく方向でいいと思う。そのための仕掛けとして、だれが見てもかた苦しいというイメージが強い裁判官について、そうではないということを、子供たちと直接話すことによりわかってもらえばいいと思う。

司法が離れていった要因の1つは、専門家同士の専門用語に尽きると思う。先ほどのビデオは、私の感覚で言うとわかりにくい。中学生にはとても無理だと思う。「こどもニュース」という番組があるが、実は大人が一番見ている。そこから考えると、中学生にわからせようと思ったら、小学生にわかるくらいのつもりで書いてぎりぎりと思う。そこで、提言だが、今後広報の資料をつくる際には、家事事件と人事訴訟という言葉を使わずにつくってみたらどうか。家事というのは、普通に言うと炊事、洗濯であり、人事訴訟というと、会社の人事異動か何かを連想する。外部に対して使うことばは工夫した方がいいと思う。

裁判所が、広報の目的を明確にした方がいいと思う。そうしないと、何をすればいいか、どういう人たちに対して何をアプローチしていったらいいのかということが定まってこない。その上で適正なターゲットをしっかりと見据えないといけないと思う。ターゲットは中学生だと思うが、自主性を持って中学生が見学に来るとは考えにくいので、中学校の教諭、教員たちなのか、もしくは親なのかというところがある。2つのターゲットに対して同じアプローチでいいかといったら、絶対違うと思う。だから、それぞれのターゲットに対して、アプローチの方法を決めなければ、何も見えてこない。いろんなことが世の中で騒がれている中

で、ターゲットが興味を持つ部分はたくさんあると思う。そういうポイントをまず押さえるべきである。そのためにはまずリサーチというものが必要だと思うので、そのあたりを整理した方がいいのではないか。

(6) 次回の意見交換テーマ

次回のテーマとしては、「離婚調停の現状と課題について」を提案をさせていただく。

離婚調停の件数は、ここ数年間少しだけ減少しているが、平成19年4月から行われる離婚時の年金分割制度を控えて、離婚が控えられているのではないかとと思われる社会背景もある。離婚調停が不成立になると、人事訴訟が提起されるが、平成16年4月から家庭裁判所に移管された人事訴訟事件の件数は増加傾向にある。そうしたこともあり、離婚調停事件の充実ということが家庭裁判所の大きな課題になっている。そこで、具体的な離婚調停の現状を知っていただき、それについての御意見をいただければと思う。

事務局から、「離婚調停の現状と課題について」をテーマにしたいという提案があったが、これについて何か御意見はあるか。

(各委員) 了承

(7) 次回の予定等

ア 平成18年度第2回委員会開催日時

平成18年11月29日(水)午後3時

イ 上記委員会のテーマに関する準備検討会日時

平成18年9月27日(水)午後2時